

私たちは、18歳になると、私たちの代表を選挙で選ぶことのできる権利を有します。これが「選挙権」。そして、その後ある年齢になると、今度は選挙に出て皆さんの代表になる資格ができます。これが「被選挙権」。どちらも、私たちみんながよりよい社会づくりに参加できるように定められた、大切な権利です。

選挙権

選挙権を持つためには、必ず備えていなければならない条件(積極的要件)と、ひとつでも当てはまった場合、選挙権を失う条件(消極的要件)があります。

	備えていなければならない条件	権利を失う条件
衆議院議員・参議院議員の選挙	<ul style="list-style-type: none"> 日本国民で満18歳以上であること 18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされます。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 2.禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く) 3.公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間(被選挙権は10年間)を経過しない者。または刑の執行猶予中の者 4.選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者 5.公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者 6.政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者
知事・都道府県議会議員の選挙	<ul style="list-style-type: none"> 日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 上記の人が引き続き同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合も含む[※]。 	
市区町村長・市区町村議会議員の選挙	<ul style="list-style-type: none"> 日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者 	

※知事・都道府県議会議員の選挙において、同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合、従来は1回に限り、選挙権を認めることとされていました。(2回以上住所を移した場合に当該都道府県の選挙の選挙権を失うこととされていました)。これは選挙権の有無の認定が技術的に困難であったなどの理由からですが、住民基本台帳ネットワークが構築されたことにより、住所を移した回数にかかわらず、都道府県の区域内に引き続き住所を有している事実は確認可能となったことから、平成28年12月の改正により同一都道府県内に引き続き住所を有している者について、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも都道府県の選挙の選挙権が認められることとなりました。



被選挙権

被選挙権は、皆さんの代表として国会議員や知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員に就くことのできる権利です。ただし、一定の資格があり、それを持つには次の条件を備えている必要があります。また、被選挙権を失う条件は、選挙権と同様です。
(選挙権の表を参照してください。)

	備えていなければならない条件
衆議院議員	日本国民で満25歳以上であること。
参議院議員	日本国民で満30歳以上であること。
都道府県知事	日本国民で満30歳以上であること。
都道府県議会議員	日本国民で満25歳以上であること。 その都道府県議会議員の選挙権をもっていること。
市区町村長	日本国民で満25歳以上であること。
市区町村議会議員	日本国民で満25歳以上であること。 その市区町村議会議員の選挙権をもっていること。



ワンポイントガイド

被選挙権の資格年齢は、選挙期日(投票日)に達していればよいから、立候補の時点ではまだその年齢でなくてもよいのよ。

選挙三二知識 ①

「選挙権の歴史」

明治22年に大日本帝国憲法が制定されるのに伴い、衆議院議員選挙法が定められました。このとき、選挙権は、満25歳以上の男子で15円以上の国税を納める者に限られており、明治23年に初めて行われた衆議院議員総選挙の有権者数は45万人で、当時の総人口の約1.1%に過ぎませんでした。

その後、大正14年に普通選挙法が成立。納税要件が廃止され、満25歳以上の男子の全てが選挙権を有する、男子による普通選挙が実現しました。

第二次世界大戦後の昭和20年に衆議院議員選挙法が改正され、満20歳の男女すべてに選挙権が認められ、完全普通選挙制度が確立されました。

【18歳以上に選挙権年齢引下げ】

平成19年に憲法改正手続きに関する法律が成立し、投票権年齢は18歳以上とされました。ただし、附則で、施行日までの間に公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢など関連法の規定について見直し、必要な法制上の措置を講じることとされました。しかし関連法の見直しができずに施行期日が過ぎてしまったため、平成26年に同法が改正され、投票権年齢は4年後から自動的に18歳以上になるようにするとともに、引き続き公選法等関連法の見直しを行うこととされました。これを受け、平成27年6月17日、民法の成人年齢に先行して選挙権年齢を「満20年以上」から「満18年以上」に引き下げる公選法の改正案が成立しました。選挙権年齢の改正では昭和20年以来、実に70年ぶりの改正でした。(平成27年6月19日公布、平成28年6月19日施行)

諸外国では選挙権年齢が満18歳以上である国がほとんどで、我が国でも若者の声、より政治に反映されることが期待されます。

選挙権を持っていても、実際に投票するためには、市区町村の選挙管理委員会が作成し、管理する名簿に登録されていなければなりません。この名簿のことを選挙人名簿といいます。選挙人名簿は、すべての選挙に共通して使われます。これは、正しい選挙を円滑に行うための大切な制度です。

被登録資格

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3箇月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている人です。選挙人名簿への登録は、毎年3月、6月、9月、12月（登録月）の1日に定期的に行われるとともに（定時登録）*、選挙の際にも行われます（選挙時登録）。

これに加え、平成28年1月の法改正により、下記の場合にも旧住所地において選挙人名簿への登録がされることになりました（平成28年6月19日施行）。

- ・旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である17歳の人が転出後4箇月以内に、新住所地において18歳となったが、新住所地における住民票登録期間が3箇月未満である場合。
- ・旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である18歳以上の人が選挙人名簿に登録される前に転出をしてから4箇月以内で、かつ新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合。

これにより住所の移動に伴う選挙人名簿への未登録が防止され、住所を移動した場合においても、旧住所地において投票する、または旧住所地の選管に不在者投票用紙の請求を行い、現住所地で投票することができるようになりました。

*以前は登録基準日が登録月（3月、6月、9月、12月）の1日で、翌2日が登録日とされていましたが、平成28年12月の改正により定時登録の登録基準日と登録日が同一日とされました。併せて登録月の1日が休日の場合は、翌開庁日に繰り延べることができるようになりました（選挙期間中を除く）。



閲覧

選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように定められています。

具体的には、次のような場合に閲覧できます。

- (1) 選挙人名簿の登録の有無を確認する場合
- (2) 公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む)を行うために必要な場合
- (3) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために必要な場合

なお、選挙期日の公示または告示の日から選挙期日の5日後までの間は原則として閲覧できません。

※以前は選挙人名簿の内容確認手段について、新たに選挙人名簿に登録された有権者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を登録後の一定期間縦覧に供していました。しかし縦覧の件数が極めて少ないことや個人情報保護の要請が高まっていること等から、平成28年12月の改正により縦覧を廃止し、選挙人名簿の内容を確認する手続を閲覧に一本化することとされました。

登録の抹消

選挙人名簿に登録されている人が、次の事項にあてはまったときは、その人はただちに名簿から抹消されます。

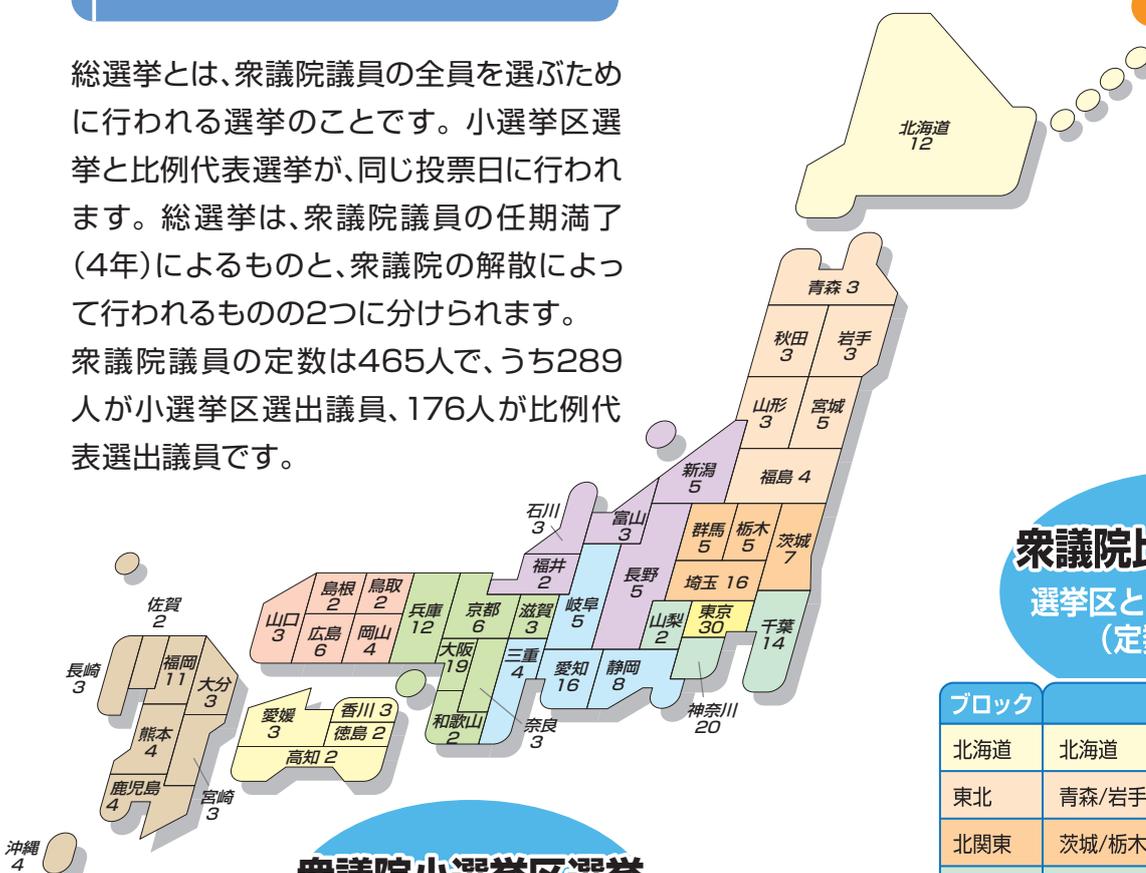
- (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき
- (2) 他の市区町村に転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4箇月を経過したとき
- (3) 国外転出時に出国時申請を行い、在外選挙人名簿への登録の移転をすることとなったとき
- (4) 登録されるべきでなかった者が誤って登録されていることが判明したとき

※選挙権を停止された人の場合は、抹消されるのではなく、その旨の表示がされます。
選挙権を回復すれば、その表示は消されます。

「選挙」は、大きく2つの分類に分けられます。ひとつは、どんな公職の人を選ぶかという分類です。国会議員や都道府県知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員など選ぶ対象が定められています。もうひとつは、「選挙」を行うべき理由(選挙事由)での分類です。任期満了、議会の解散、議員の欠員など選挙を行う理由が定められています。

衆議院議員総選挙

総選挙とは、衆議院議員の全員を選ぶために行われる選挙のことです。小選挙区選挙と比例代表選挙が、同じ投票日に行われます。総選挙は、衆議院議員の任期満了(4年)によるものと、衆議院の解散によって行われるものの2つに分けられます。衆議院議員の定数は465人で、うち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員です。



7nポイントガイド

衆議院の小選挙区の区割りは国勢調査で調べた人口をもとに原則10年ごとに見直されます。

衆議院比例代表選挙

選挙区と各選挙区別定数 (定数176人)

ブロック	都道府県	定数
北海道	北海道	8
東北	青森/岩手/宮城/秋田/山形/福島	12
北関東	茨城/栃木/群馬/埼玉	19
南関東	千葉/神奈川/山梨	23
東京都	東京	19
北陸信越	新潟/富山/石川/福井/長野	10
東海	岐阜/静岡/愛知/三重	21
近畿	滋賀/京都/大阪/兵庫/奈良/和歌山	28
中国	鳥取/島根/岡山/広島/山口	10
四国	徳島/香川/愛媛/高知	6
九州	福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄	20

衆議院小選挙区選挙

各都道府県別選挙区数 (定数289人)

※衆議院議員小選挙区の都道府県別定数配分は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、「アダムズ方式」により行うこととされています。比例代表の選挙区(ブロック)別定数配分も同様です。令和2年大規模国勢調査の結果に基づく、小選挙区の区割り改定(25都道府県140選挙区(5都県で定数が1~5増加、10県で定数が1減少))と比例代表の選挙区別定数の改正(2ブロックで定数が1~2増加、3ブロックで定数が1減少)が行われています(令和4年12月28日施行、施行日以後の総選挙から適用)。



参議院議員通常選挙

参議院議員の半数を選ぶための選挙です。

参議院に解散はありませんから、常に任期満了(6年)によるものだけです。

ただし、参議院議員は3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められていますので、3年に1回、定数の半分を選ぶことになるのです。

参議院議員の定数は248人で、うち100人が比例代表選出議員、148人が選挙区選出議員ですが、半数改選のため、各通常選挙で選出される議員数は、比例代表選出議員50人、選挙区選出議員74人です。



参議院比例代表選挙

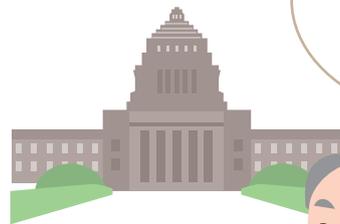
全国の都道府県
全体を通じて行われます。
(改選定数50人)



参議院選挙区選挙

選挙区と各選挙区別定数
(改選定数74人)

それぞれの任期や
選挙期日の詳しい
説明はP12~13を参照
してね。



※平成27年の公職選挙法の改正により4県2合区を含む10増10減が導入され、平成28年参議院議員通常選挙から適用されました。併せて上記改正法附則においては、平成31年の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて必ず結論を得る旨が規定されました。

これを受け、各党間での議論を経て平成30年7月に選挙区選挙における定数増(2人)による較差の縮小および比例代表選挙における定数増(4人)と特定枠制度の導入を内容とする改正が行われました(平成30年7月25日公布、平成30年10月25日施行)。比例代表選挙については、これまでの非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、全国的な支持基盤を有するとは言いえないが国政上有為な人材あるいは民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなることを目的に特定枠制度が導入されました。

地方選挙

●一般選挙（地方の議会）

一般選挙とは、都道府県や市区町村（地方公共団体）の議会の議員の全員を選ぶ選挙のことです。任期満了（4年）だけでなく、議会の解散などによって議員または当選人のすべてがいなくなった場合も含まれます。

●地方公共団体の長の選挙

都道府県知事や市区町村長など地方公共団体の長を選ぶための選挙です。任期満了（4年）のほか、住民の直接請求（リコール）による解職や、不信任議決による失職、死亡、退職、被選挙権の喪失による失職の場合などにも行われます。

●設置選挙

新しく地方公共団体が設置された場合に、その議会の議員と長を選ぶために行われる選挙です。

※統一地方選挙

地方公共団体の長と議会の議員の選挙で、任期満了の日が近いものを、全国的に期日を統一して行う選挙を統一地方選挙といいます。有権者の選挙への意識を全国的に高め、また、選挙の円滑かつ効率的な執行を図る目的で、昭和22年からこれまで4年ごとに行われています。



ワンポイントガイド

これらのほかにも、法律によって定められた選挙があるの。たとえば、

- 土地改良区の役員や総代
- 水防事務組合の議会の議員

の選挙などがそう。

また、最高裁判所裁判官国民審査の投票は、衆議院議員総選挙と一緒に行われるのよ。



特別の選挙（国政／地方選挙）

●再選挙（選挙のやり直しや当選人の不足を補う）

選挙が行われても、必要な数だけの当選人が決まらなかったり、投票日の後で当選人の死亡、当選の無効があったなどの場合で、しかも繰上当選などによっても当選人がなお不足する場合に行われる選挙です。1人でも不足するときに行われるものと、不足が一定数に達したときに行われるものがあります。

●補欠選挙（議員の不足を補う）

選挙の当選人が議員となった後に死亡や退職し、しかも繰上当選（繰り上げる場合がある）によっても議員の定数が不足する場合に行われる選挙です。再選挙とは、その人がすでに議員であるかないかという点が違います。ただし、すでに議員であっても選挙違反などにより当選や選挙自体が無効となった場合は、再選挙となります。

※国の選挙の場合、補欠選挙は年2回、4月及び10月の第4日曜日に行われます。

再選挙・補欠選挙を行う際に必要な当選人の不足数・議員の欠員数

	再選挙 当選人の不足数	補欠選挙 議員の欠員数
衆議院（小選挙区選出）議員	1人	1人
衆議院（比例代表選出）議員	①定数の1/4超 ②選挙無効による場合は、1人以上	定数の1/4超
参議院（比例代表選出）議員	①定数の1/4超（13人以上） ②選挙無効による場合は、1人以上	定数の1/4超（13人以上）
参議院（選挙区選出）議員	1人以上	定数の1/4超（埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪2人以上、その他1人以上）
都道府県議会議員	①2人以上（1人区では1人） ②選挙無効による場合は、1人以上	2人以上（1人区では1人）
市町村議会議員	①定数の1/6超 ②選挙無効による場合は、1人以上	定数の1/6超

上記、不足または欠員は、1の選挙区（選挙区がない場合は選挙の行われる区域）における人数です。

再選挙における「当選人の不足及び議員の欠員を通じた数」は「当選人の不足数（上記）」、および

補欠選挙における「議員の欠員及び当選人の不足を通じた数」は「議員の欠員数（上記）」と同じであるため、省略しました。

●増員選挙（議員の数を増やす）

議員の任期中に、議員の定数を増やして行われる地方公共団体の議会の議員の選挙です。

※地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙または増員選挙は、任期が終わる6カ月以内に当該選挙を行うべき事由が生じた場合には議員の数が定数の3分の2に達しなくなったときを除いて、行わないこととされています。

任期

選挙で選ばれた議員や地方公共団体の長は、一定の期間、その公職に就いて皆さんのために働くことになります。この定められた期間を「任期」といいます。議会の解散や本人の退職などがない場合は、「任期」が満了するまでその職に就きます。それぞれの任期と任期満了までの数え方（任期の起算）は、次のとおりです。

●衆議院議員…任期4年(解散あり)

総選挙の期日から数えます。任期満了による総選挙が任期満了前に行われたときは、前任の議員の任期満了の翌日から数えます。

●参議院議員…任期6年(解散なし)

前任の議員の任期満了の翌日から数えます。通常選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日に行われたときは、通常選挙の期日から数えます。

●都道府県議会議員および

市区町村議会議員…任期4年

一般選挙の期日から数えます。任期満了による一般選挙が任期満了前に行われた場合で、前任の議員が任期満了の日まで存在したときは、その任期満了の日の翌日から数えます。しかし、選挙後に前任の議員のすべてがいなくなったときは、その日の翌日から数えます。

任期って4年とか
6年なんだね。



●知事および市区町村長…任期4年

選挙の期日から数えます。任期満了による選挙が任期満了前に行われた場合で、前任者が任期満了の日まで在任したときは、その任期満了の日の翌日から数えます。しかし、選挙後に前任者が欠けたときは、その日の翌日から数えます。

※補欠議員の任期

衆議院議員、参議院議員、都道府県・市区町村議会議員の補欠議員(補欠選挙で議員になった人)は、それぞれその前任者が残した任期を引き継ぎます。また、地方公共団体の議会の議員の増員選挙によって議員になった人は、一般選挙で選ばれた議員の任期と同じになります。

※知事・市区町村長の任期の特例

知事、市区町村長が任期満了前に退職を申し出て、その退職の申し出によって行われた選挙の場合、退職を申し出た前任者が再び当選したときは、その任期は前回残した任期しかないものとされています。



選挙 期日

選挙の投票日のことを、正式には「選挙期日」といいます。任期満了や議会の解散、欠員などにより選挙が必要になった場合、まずこの選挙期日が決定されます。選挙期日は、議会や行政に空白をつくらぬよう、一定の期間内に設定することが、選挙の種類ごとに法律で定められています。

●選挙の種類と選挙を行う理由で選挙期日は決められています。

	任期満了による選挙	議会の解散による選挙	その他の選挙
衆議院議員 参議院議員	<ul style="list-style-type: none"> ●任期満了日前30日以内 ●任期満了による選挙を行うべき期間が国会の開会中、または国会閉会後23日以内にかかる場合は、国会閉会後24日以後30日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ●解散の日から40日以内 (衆議院議員のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●再選挙、補欠選挙は基本的に4月と10月の年に2回に統一 <p>※一部例外があります。</p>
地方公共団体の 議会の議員	<ul style="list-style-type: none"> ●任期満了日前30日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ●解散の日から40日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ●欠員が生じたなどの事由発生の日から50日以内
地方公共団体の長	<ul style="list-style-type: none"> ●任期満了日前30日以内 		

●選挙期日の公示または告示すべき日も法律で定められています。

衆議院議員の選挙	選挙期日の少なくとも 12日前
参議院議員の選挙	// 17日前
都道府県知事の選挙	// 17日前
都道府県の議会議員の選挙	// 9日前
指定都市の長の選挙	// 14日前
指定都市の議会議員の選挙	// 9日前
指定都市以外の市の選挙	// 7日前
特別区の選挙	// 7日前
町村の選挙	// 5日前

※「公示」「告示」とは、一般的な意味では、どちらも一定の事項について広く公衆が知ることができるようにすることをいいます。選挙の場合には、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙では、天皇が内閣の助言と承認によって期日を定めて詔書によって「公示」します。その他の選挙では、その選挙を管理する選挙管理委員会が、選挙の期日を定めて「告示」します。

私たちの意思が、正確に政治に反映されるためには、選挙が公正に行われなければなりません。そのため選挙は、公的な機関の人々によって常に厳しく管理されています。正しい選挙を見守ることは、民主主義を守り、そして私たちの暮らしを守ることなのです。

中央選挙管理会

●主な職務

衆議院比例代表選挙と参議院比例代表選挙に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務などを管理しています。これらの事務について、都道府県または市区町村の選挙管理委員会に助言・勧告するのも大切な仕事です。

●組織

委員数は5人、任期は3年。委員は、国会議員以外で、参議院議員の被選挙権を持つ人の中から国会が指名し、内閣総理大臣によって任命されます。委員長は、委員の中から互選されます。この中央選挙管理会は、総務省に設置された特別の機関です。

都道府県の選挙管理委員会

●主な職務

衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、都道府県の議会の議員および知事の選挙に関する事務の他、土地改良区の役員や総代の選挙に関する事務なども管理します。その担任する事務に関し、市区町村の選挙管理委員会に助言・勧告します。

●組織

委員数は4人、任期は4年。委員は、選挙権を持っている人で、人格が高潔、政治および選挙に公正な識見を持つ人のうちから、議会の議員による選挙で選ばれます。委員長は、委員の中から互選されます。

参議院合同選挙区選挙管理委員会

●主な職務

参議院選挙区選挙について、二つの都道府県の区域を合わせた選挙区が、平成27年7月の改正により置かれることとなりました。これに伴い、当該選挙区内にある二つの都道府県は、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を設置し、選挙区選挙に関する事務を管理します。その担任する事務に関し、二つの都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に助言・勧告します。

●組織

委員数は8人（当該二つの都道府県選管の委員全員）、任期は各都道府県選管委員の任期。委員長は、委員の中から互選されます。

市区町村の選挙管理委員会

●主な職務

市区町村の議会の議員および長の選挙に関する事務を管理するほか、国政選挙をはじめ、すべての選挙について投開票事務を行うとともに、選挙人名簿の作成・管理を担当します。指定都市の区の選挙管理委員会は、市区町村選挙管理委員会の職務の多くの部分を担当します。

●組織

委員数は4人、任期は4年。委員は、選挙権を持っている人で、人格が高潔、政治および選挙に公正な識見を持つ人のうちから、議会の議員による選挙で選ばれます。委員長は、委員の中から互選されます。



選挙会・選挙長

各選挙では、開票の結果を開票管理者からの報告によって確認するなどしたうえで当選人を決定する選挙会が置かれます。この選挙会に関する事務を行うのが選挙長です。

選挙長は、立候補の届出の受理なども行います。選挙長は、その選挙の有権者の中から、その選挙を管理する選挙管理委員会によって選任されます。

投票管理者

各選挙ごとに各投票所に置かれ、その選挙の投票に関する事務を行います。具体的には、投票用紙の交付、代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持などです。投票管理者は、有権者の中から、市区町村の選挙管理委員会によって選任されます。

開票管理者

各選挙ごとに置かれ、その選挙の開票に関する事務を行います。具体的には、投票の点検、投票の効力の決定、開票結果の選挙長への報告、開票録の作成、開票所の秩序維持などです。

開票管理者は、その選挙の有権者の中から、市区町村の選挙管理委員会によって選任されます。

投票立会人

各投票所において投票事務の執行に立ち会い、投票が公正に行われるよう監視します。具体的には、投票手続きの立ち会いや投票箱の送致の立ち会いなどを行います。その人数は、2人以上5人以下（期日前投票立会人は2人）です。

開票立会人

開票事務の執行に立ち会い、開票が公正に行われるよう監視します。具体的には、開票手続きの立ち会いや投票の効力の決定に際しての意見陳述などを行います。その人数は、3人以上10人以下です。

選挙立会人

選挙会に立ち会い、当選人決定手続きに参加します。その人数は、3人以上10人以下です。

選挙ニ関知識②

「選挙管理委員会の職務」

選挙管理委員会は、選挙に関する事務の管理の他にも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して選挙人（有権者）の政治常識の向上に努めることや、投票の方法、選挙違反など選挙について必要と認める事項を選挙人によく知らせることも、重要な職務です。また、『選挙のやり方や当選人の決定方法が間違っている』という申し出の処理、地方公共団体の議会の解散請求、議員や長の解職請求の処置も、選挙管理委員会の役割なのです。